

一般財団法人日本きのこセンターにおける
国等及び外部団体からの研究費の運営及び管理に関する行動規範

一般財団法人日本きのこセンター 菌蕈研究所（以下、「研究所」という）が、国等および外部団体からの研究費（以下「公的研究費」という）を基に実施している研究について、公的研究費を適正に運営及び管理することは、研究所及び職員の社会的な責務である。公的研究費の不正使用は、研究所にとどまらず、学術研究全体に対する国民の信頼を揺るがしかねない重大な問題である。そのために職員が遵守すべき行動の規範をここに定める。

- 1 職員は、公的研究費の不正使用が、職員のみならず広く研究活動に携わるすべての者に対する国民の信頼を損なうという深刻な影響をもたらす行為であることを深く認識して行動しなければならない。
- 2 職員は、個人の発意に基づき獲得した競争的研究資金や個人の研究のための寄附金を含む公的研究費は、研究所が管理する公金であることを認識し、適正かつ効率的に使用しなければならない。
- 3 職員は、公的研究費の不正使用が、個人のモラルの低下のみならず、組織的な取り組みの不十分さからも起こり得るものであることを認識し、職種間の相互の理解をより深めながら、公的研究費の不正使用の防止に努めなければならない。
- 4 職員、特に事務系職員は、公的研究費を適正に遂行するために必要な専門的能力の研鑽に努め、適正で効率的かつ効果的な研究の遂行に不可欠な一翼を担っていることを十分に認識し、行動しなければならない。

制定：平成 28 年 2 月 1 日